

徳島県病院局管理規程第十二号

徳島県病院局職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和二年七月十七日

徳島県病院事業管理者 香 川 征

徳島県病院局職員給与規程の一部を改正する規程

徳島県病院局職員給与規程（平成十七年徳島県病院局管理規程第十四号）の一部を次のように改正する。

附則に次の見出し及び二項を加える。

（新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための感染症防疫等作業手当の特例）

5 職員が新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和二年政令第十一号）第一条に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）から県民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る業務であつて次に掲げるものに従事したときは、感染症防疫等作業手当を支給する。この場合においては、第七条及び第十五条第一項の規定は、適用しない。

一 新型コロナウイルス感染症の病原体に汚染されている区域又はこれに準ずる区域における新型コロナウイルス感染症の患者又はその疑いのある者に接して行う診療、看護等若しくは入院のための移送の業務又は新型コロナウイルス感染症の病原体に汚染され、若しくは汚染された疑いのある物件の処理業務

二 前号に掲げる業務に相当すると管理者が認める業務

6 前項の規定により支給する感染症防疫等作業手当の額は、業務に従事した日一日につき三千円（新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行う業務その他管理者がこれに準ずると認める業務に従事した場合にあつては、四千円）とする。

附則

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の附則第五項及び第六項の規定（以下「改正後の規定」という。）は、令和二年二月一日から適用する。
- 3 前項の場合において、改正後の附則第五項に規定する業務に該当する業務に従事したときに改正前の徳島県病院局職員給与規程の規定に基づいて支給された感染症防疫等作業手当は、改正後の規定による感染症防疫等作業手当の内払とみなす。